

長野県北信建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

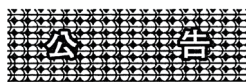
その関係図面は、告示の日から令和3年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月30日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
- 2 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字塚字横平16017番の4地先から
下水内郡栄村大字塚字白土17332番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年4月30日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイレックス千曲店
千曲市大字寂蒔535番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年12月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,312平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 60台
 - (2) 駐輪場の収容台数 15台
 - (3) 荷さばき施設の面積 70平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 10.71立方メートル(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口 2か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時 間 帯
24時間

8 届出年月日

令和3年4月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野県長野地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和3年4月30日から令和3年8月30日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年4月30日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

1 許可番号

平成30年10月30日 長野県佐久建設事務所指令30佐建第63-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字泥川1829-2の内、1829-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市牛沢町1-6

大畑工務店株式会社 代表取締役 大 畑 武

都市・まちづくり課

正 誤

令和3年3月31日付け長野県条例第20号「長野県県税条例の一部を改正する条例」中
ページ 行(箇所) 誤 正

1 下から10 長野県県税条例の一部を改正する条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179
条第1項の規定により専決処分した長野県
県税条例の一部を改正する条例

税 務 課